

配水計画

最上川中流土地改良区令和2年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 最上川取水口 山形県西村山郡朝日町大字四ノ沢八ツ目久保72番14地先
(最上川右岸)
馬見ヶ崎川 山形県山形市大字妙見寺字本村102番2地先 (馬見ヶ崎川左岸)
合口頭首工

(取水量等)

第2条 最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

期間	4月11日から	5月6日から	5月21日から	9月11日から	10月1日から	年 間
区分	5月5日まで	5月20日まで	9月10日まで	9月30日まで	翌年の 4月10日まで	総 取 水 量
最 上 川 取 水 口	0.742 m ³ /s	7.888 m ³ /s	6.609 m ³ /s	0.682 m ³ /s	0.631 m ³ /s	60,020 千m ³
馬見ヶ崎川 合口頭首工	1.223 m ³ /s	2.146 m ³ /s	1.486 m ³ /s	1.223 m ³ /s	1.223 m ³ /s	39,520 千m ³

第2章 各配水水系への配水方法

(配水水系)

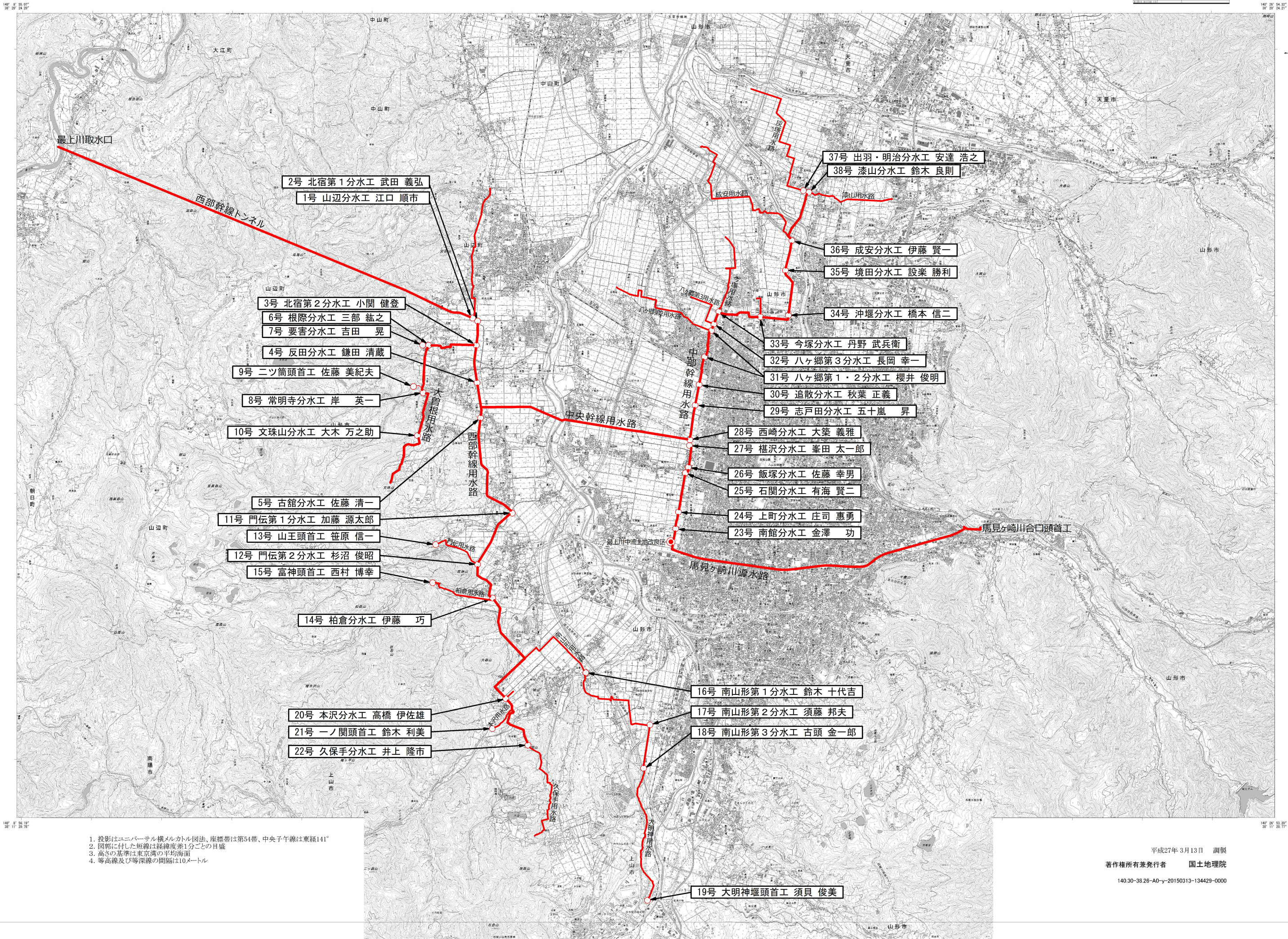
第3条 本地区の頭首工・分水工は別紙1に定めるとおりとする。

(分水日及び分水方法)

第4条 各分水工への分水日及び分水方法は別紙2のとおりとするが、河川の流況や天候等を勘案して分水することとなる。

(配水水系の代表者及び連絡先)

第5条 各配水水系の代表者及びその連絡先は別紙1のとおりとする。



1. 投影はユニバーサル横メルカトル図法、座標帯は第54帯、中央子午線は東経141°
2. 図郭に付した短線は経緯度差1分ごとの目盛
3. 高さの基準は東京湾の平均海面
4. 等高線及び等深線の間隔は10メートル

別紙2

令和2年度分水日程

路 線 名	分 水 工 名	分 水 日	摘 要	
西部幹線用水路 直接掛り	山 辺	5 月 7 日	10:00～	改良区職員が分水操作
	北宿第1	5 月 7 日	県圃パイプライン、5月7日より用水可能	
	北宿第2	5 月 7 日		
	反 田	5 月 7 日		
	古 館	5 月 7 日		
	門伝第1	5 月 7 日		
大曾根 揚水機場掛り	根 際	5 月 7 日	県圃パイプライン、5月7日より用水可能	
	要 害	5 月 7 日		
	常 明 寺	5 月 7 日		
門 伝 揚水機場掛り	門伝第2	5 月 7 日	県圃パイプライン、5月7日より用水可能	
	柏 倉	5 月 7 日		
	本 沢	5 月 7 日		
	南山形第1	5 月 7 日	13:15～	遠方操作により分水
	南山形第2	5 月 7 日	13:30～	
	南山形第3	5 月 7 日	13:45～	
一ノ関 揚水機場掛り	久 保 手	5 月 7 日	団体営パイプライン、5月7日より用水可能	
中部幹線用水路	南 館	5 月 7 日	9:00～	水利調整委員が立合い のうえ、改良区職員が 分水操作
	上 町	5 月 7 日	9:20～	
	石 関	5 月 7 日	9:40～	
	飯 塚	5 月 7 日	10:00～	
	榎 沢	5 月 7 日	10:20～	
	西 崎	5 月 7 日	13:30～	同 上
	志 戸 田	5 月 7 日	13:50～	
	追 散	5 月 7 日	14:10～	
	八ヶ郷第1	5 月 7 日	13:30～	同 上
	八ヶ郷第2	5 月 7 日	13:45～	
	八ヶ郷第3	5 月 7 日	11:00～	同 上
	今 塚	5 月 8 日	9:00～	同 上
	沖 堰	5 月 8 日	9:30～	
	境 田	5 月 8 日	9:45～	
	成 安	5 月 7 日	9:00～	同 上
	灰 塚	5 月 7 日	団体営パイプライン、5月7日より用水可能	
	漆 山	5 月 8 日	9:00～	改良区職員が分水操作